

令和7年4月1日から

带状疱疹予防接種の接種方法が変わります！

带状疱疹予防接種は、令和7年4月から国が定める定期接種になります。加えて、西川町では、任意接種に対する一部費用助成も継続するため、定期接種の対象にならない方も50歳以上であれば、必要なタイミングで接種を受けることができます。

	定期接種（予防接種法に基づく）	任意接種（町独自助成）
接種期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日まで	
対象者	①令和7年度に 65・70・75・80・85・90・95・100・100歳以上になる方 ②60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方 ※対象者の方には、4月中に個別に通知をお送りします。	接種日当日に 50歳以上で、定期接種の対象者にならない方 ※令和6年度に町の助成を受けて接種を完了した方は対象外です。 <u>（生涯1度きりの助成）</u>
ワクチンの種類 接種回数	生ワクチン(ビケン)…1回接種	不活化ワクチン…2回接種
助成額	生ワクチン(1回接種) 4,400円 不活化ワクチン(2回接種) 22,000円	生ワクチン(1回接種) 4,600円 不活化ワクチン(2回接種) 22,000円
自己負担額	生ワクチン(1回接種) 4,400円 不活化ワクチン(2回接種) 22,000円 (西村山郡協力実施医療機関で受けた場合)	生ワクチン(1回接種) 4,662円 不活化ワクチン(2回接種) 22,000円
接種場所	県内実施協力医療機関(町立病院含む)	西川町立病院
接種方法	①希望する県内実施医療機関へ予約 ②予診票(4月中に送付)を記入し、医療機関で接種を受ける ③医療機関窓口で自己負担額を支払う	①町立病院に予約【74-2211(平日)】 ②病院にある予診票を記入し、接種を受ける ③病院窓口で自己負担額を支払う

【問合せ先】 健康福祉課 健康推進係 TEL:0237-74-5057